

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

- 「海岸漂着物処理推進法」（以下、「法」。）に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を2011年8月に策定（2015年12月改定）。
- その後、海洋プラスチックごみに関する国際的な関心の高まり等を受け、2018年6月に法が改正、2019年5月には、法に基づく基本方針が変更。
- 重点区域の追加設定に係る関係市（蒲郡市）からの要望も踏まえ2023年3月に計画を改定し、**地域の実情と特性を踏まえた海岸漂着物対策を推進**。

2 海岸漂着物対策の基本理念と基本方針

基本理念

海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の環境について、その良好な状態の保全を図る。

基本方針

1. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- ・国、県、海岸管理者等、市町村、県民、民間団体等の多様な主体の適切な役割分担
- ・内陸地域と沿岸地域が一体となり、連携する体制の確保

2. 海岸漂着物の円滑な処理の推進

- ・海岸漂着物の円滑な処理による、海岸の清潔保持と海域への流出防止

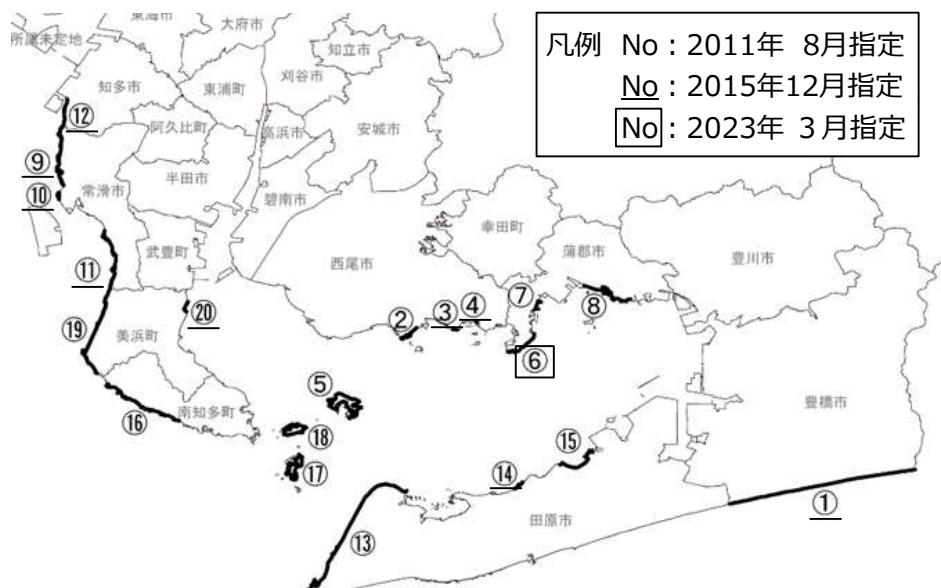
3. 海岸漂着物の効果的な発生抑制

- ・海洋プラスチックごみ対策としての、ワンウェイプラスチックの過剰な使用の抑制等
- ・環境学習や普及啓発による、県民の発生抑制への理解促進と環境保全の意識高揚

3 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(重点区域)及びその内容

- ・大量に海岸漂着物等が集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を「重点区域」として設定。
- ・地域の実情に応じた、多様な主体の役割分担と連携により、**海岸漂着物の円滑な処理を推進**。

重点区域一覧



凡例 No : 2011年 8月指定
No : 2015年12月指定
No : 2023年 3月指定

No	市町村	重点区域名
①	西尾市	高豊・二川地区
②		吉良地区
③		寺部地区
④		東幡豆地区
⑤		佐久島地区
⑥	蒲郡市	西浦地区
⑦		形原地区
⑧		蒲郡地区
⑨	常滑市	大野・鬼崎地区
⑩		りんくう地区
⑪		常滑・小鈴谷地区
⑫	知多市	新舞子地区
⑬		渥美地区
⑭		宇津江地区
⑮		仁崎・白谷地区
⑯		内海・山海地区
⑰	南知多町	篠島地区
⑱		日間賀島地区
⑲		美浜地区
⑳	美浜町	布土地区

4 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策

- ・海岸漂着物の問題を解決するためには、**重点区域のみならず、県内各地の共通の課題であるという認識に立って、効果的な発生抑制に努めていくことが重要**。
- ・近年、海洋に流出する廃プラスチック類やマイクロプラスチック（微細なプラスチック類）が生態系に及ぼす影響が懸念され、世界規模の問題となっていることから、**プラスチックごみ削減の取組の推進**が必要。

3Rプラス 1 の推進によるごみの排出抑制

- 3Rプラス1（リデュース、リユース、リサイクル + リフューズ）の推進によるごみの排出抑制
- プラスチックごみ削減に向けた「あいちプラスチックごみゼロ宣言」の推進や「プラスチック資源循環促進法」を踏まえた取組の促進

ポイ捨て・不法投棄の防止

- 「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に基づく、ごみ散乱防止の啓発事業実施
- 陸域や海域における不法投棄の未然防止

環境学習及び普及啓発に関する施策

- 環境学習プログラム（海岸版・室内版）を内陸部を含む様々な地域で実施・推進
- 海岸漂着物対策や清掃活動情報等を各種広報媒体や普及・啓発イベントの場で発信

漂流ごみ及び海底ごみの回収・処理の推進

- 関係機関、漁業関係者との連絡体制・情報共有体制の構築等により、漂流ごみ及び海底ごみの効率的な回収・処理を推進

マイクロプラスチック対策の推進

- 海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量などの施策を推進

流木等の発生抑制対策の推進

- 海岸漂着物のうち、多くの割合を占める流木等について、関係機関が連携して発生抑制対策を推進

海岸漂着物の発生状況等の調査

- 伊勢湾、三河湾、遠州灘に面する各海岸において、定期的に漂着ごみ組成調査を実施

5 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

- ・国、県、海岸管理者等、市町村、県民、民間団体等及び事業者等の多様な主体が、それぞれの立場から積極的に対策に取り組んでいき、相互に情報共有しながら、連携・協力していく。
- ・愛知県海岸漂着物対策推進協議会において適切な情報提供等により、相互協力体制を確立。
- ・東海三県一市で組織する伊勢湾総合対策推進協議会 海岸漂着物対策検討会において、広域的な連携・協力による効率的な発生抑制対策等を検討。

関係者の役割分担

- 国：総合的な施策の策定・実施 等
- 県：地域計画の策定及び愛知県海岸漂着物対策推進協議会の運営 等
- 海岸管理者等：海岸環境の保全のために必要な措置の実施 等
- 市町村：地域特性に応じた施策の実施 等
- 県民：国等が行う海岸漂着物対策への協力 等
- 民間団体等：県や市町村等と連携し、清掃活動への参加 等
- 事業者：事業活動に伴う海岸漂着物等の発生抑制、マイクロプラスチックの使用抑制 等